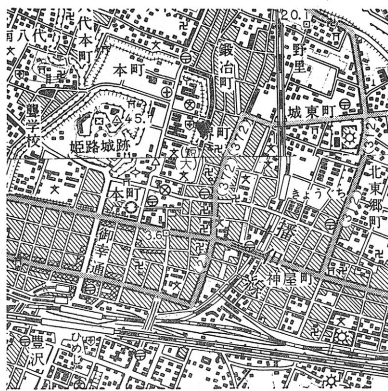


兵庫・姫路城跡（東部中濠）

- 1 所在地 兵庫県姫路市本町無番地
- 2 調査期間 一九八六年（昭61）六月
- 3 発掘機関 姫路市教育委員会
- 4 調査担当者 山本博利・秋枝 芳
- 5 遺跡の種類 城郭跡
- 6 遺跡の年代 江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

「特別史跡姫路城跡整備基本構想」の策定にともない、中濠整備事業が実施されることとなった。中濠整備事業には西部中濠から北



（姫路・龍野）

部中濠にかけての中濠浚渫事業と東部中濠還流事業とがあり、中濠浚渫事業は一九八五年度に着手し一九八八年度に完了した。東部中濠（野里門から城南線まで）はかつての水濠が空濠化し、雑草が繁茂し一部不法占拠されたり、ゴミ棄て場にさ

れるなど、管理面のみならず景観的にも問題があった。今回、東部中濠還流計画を策定し、水濠化を図り東部中濠を往時の姿に復元することとなり、事業に先駆けて、一九八五年に『姫路城東部中濠保存整備報告書』を作成し、事業を実施することとなった。


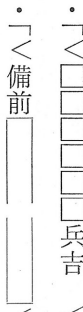
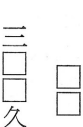
調査地の東の外曲輪には大黒町・下久長町・鍛冶町・鍵町等の町名が今も残っており、一九八六年度は物件の移転および整備の基礎資料を得るための発掘調査を実施した。調査の目的は旧濠底・旧濠幅・旧汀線の確認および濠内の遺物保存状況を把握することである。南から順に内京口門跡(第一トレンチ)、久長門跡から竹田橋の間(第二トレンチ)、竹田橋北(第三トレンチ)、野里門跡(第四トレンチ)の四カ所にトレンチを設定し、調査を実施した。調査の結果、北と南とは濠底のレベルに約1mの標高差があり、東部中濠では水は南へ急激に流れ込むのではなく、澱んだ状態で流れていた蓋然性が高まった。さらに、濠幅・水深は『姫路城郭絵掘管尺丈間数図』記載の内容とはほぼ一致することが判明した。また、濠内堆積土は一部後世に浚渫工事を受けているが、2m前後の厚さを有し、江戸時代の土器・木製品等の遺物が多量に遺存していることが確認された。

木簡は第一トレンチ・第二トレンチで出土した。第一トレンチの濠内堆積土は約1・8mの厚さを有し、下から順に灰色粘質土層、黒色粘質土層、青黒色粘質土層、盛土層から成っている。最下層の灰色粘質土層は有機質・遺物の包含が少ないが、江戸時代前半の土

器が出土した。黒色粘質土層は一八世紀の遺物を中心に有機物や遺物の包含が多く、火打金・木簡・漆塗り木椀・下駄・独楽等の多量の木製品をはじめ土器、鉄製品等も豊富に出土した。上層の青黒色粘質土層は腐敗しきらない有機質を包含し、明治以降の遺物が多い。また第二トレンチの堆積土は黒色粘質土層がやや厚く、黒色と黒灰色との二層に細分が可能であるが、厳密な時期比定は困難である。第一トレンチと同様に豊富に遺物が出土した。ただ、上部では東山焼の永世舎の製品をはじめ明治の遺物が多い。

木簡以外に「かじ町」「鍛冶町」「綿町」「いもし町」の町名や、「惣兵衛」「□之助」の人名、「全」「又」等の記号を土器に墨書した資料が出土しており注目されよう。

8 木簡の积文・内容

- (1)  井□□□助
108×35×4 031
- (2)  備前□□□□兵吉
108×42×4 031
- (3)  □□□久
(55)×(14)×1 081

(4)  別製 (47)×16×3 081

(5)  (108)×(35)×2 081

(6) 「姫路市かし町 兵庫

今那波様行 九〇〇

黒〇〇〇〇〇〇入百〇〇入巻〇〇

・「月廿八日出 170×48×9 011

(7) 「日向富高新町

余日高兵吉様行

細島上ケ 八〇〇〇^{〔木カ〕}

・「大阪西道〇〇堀^{〔頓カ〕}

布廿疋 八木喜助 170×(52)×10 011

(1)(2)は第一トレンチの濠底より出土し、墨痕の残りは悪いが、共伴遺物から一七世紀代に比定されよう。(3)～(5)は第一トレンチ黒色粘質土層より多量の土器・木器等とともに出土した。出土遺物に時期幅があるので厳密な時期比定は困難であるが、江戸時代中期のものと思われる。

(6)(7)は第二トレンチ黒灰色粘質土層より出土した木簡で、いずれ

も荷札の類である。(6)の「かし町」は調査区東の「鍛冶町」に該当し、「那波」家については資料が不足のため不明である。これらの木簡以外に同型式の資料が八点出土しているが、いずれも墨痕の残りが悪く判読することができない。共伴資料には東山焼の永世舎の製品をはじめ、土器、木製品等が多数出土した。永世舎は明治一五年(一八八二)頃廃業し、それ以後も一時期製品が流通した可能性もあり、木簡の年代を同一五年を相前後する時期に比定することが可能であろう。しかし、木簡に記載された「姫路市」から、木簡の時期を明治中頃以降と比定せざるをえない。すなわち明治二三年(一八九〇)姫路市が市制を施行していることから、同二三年以後に木簡の上限の年代を与えることが妥当で、下限については不明である。なお、木簡の解説については兵庫県立歴史博物館および奈良国立文化財研究所の諸氏に御指導いただいた。

(山本博利・秋枝 芳)